広島市学校給食用物資納入業者選定委員会規程

- 第1条 この規程は、一般財団法人広島市学校給食会定款細則第6条の規定に基づき広島 市学校給食用物資納入業者選定委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定 めることを目的とする。
- 第2条 この委員会は、広島市学校給食用物資納入業者の選定に関し本法人会長の諮問に こたえるものとする。
- 第3条 この委員会の委員は、第1号から第3号に掲げる者を会長が委嘱し、第4号の中から会長が任命する。
 - (1) 広島市教育委員会学校教育部健康教育課長の職にある者
 - (2) 広島市健康福祉局保健部食品指導課長の職にある者
 - (3) 広島市経済観光局中央卸売市場業務担当課長の職にある者
 - (4) 一般財団法人広島市学校給食会役員
- 第4条 この委員会の委員の定数は、10名以内とし任期は3か年とする。ただし、再任 を妨げない。
- 2 委員は、その現職を失ったときは委員の資格を失う。
- 3 補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第5条 委員会に正副委員長を置き、第3条第4号の理事の中から委員長には給食実施校 の校長選出の理事を、副委員長には常務理事をもってあてる。
- 2 委員長は会議の議長となる。副委員長は、委員長事故あるときその職務を代理する。
- 第6条 会議の開催は、3か年に1回会長が諮問事項を付して要請し、委員長が招集する。 ただし、会長が必要と認めるときは臨時にこれを開催することができる。
- 2 また、必要止むを得ざるときは書面により可否を求めて議決にかえることができる。

附則

この規程は、一般財団法人広島市学校給食会の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、令和4年6月30日から施行する。

附則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。